

大野市水道事業経営戦略
(水道事業、簡易水道事業)

令和3年度改定版

計画期間：令和4年度～令和13年度

令和4年3月

福井県大野市

目 次

第1章	経営戦略策定・改定の趣旨	
1. 1	経営戦略策定・改定の趣旨	2
1. 2	位置付け	3
1. 3	計画期間	3
第2章	事業の現況	
2. 1	事業の現況	4
2. 2	これまでの主な経営健全化の取組	9
2. 3	経営比較分析表を活用した現状分析	10
第3章	将来の事業環境	
3. 1	給水人口の予測	12
3. 2	水需要の予測	12
3. 3	料金収入の見通し	13
3. 4	施設の見通し	14
3. 5	組織の見通し	15
第4章	経営の基本方針	
4. 1	基本理念と基本方針	16
4. 2	主要施策	16
第5章	投資・財政計画	
5. 1	上水道事業の投資・財政計画（収支計画）	17
5. 2	上水道事業の目標	18
5. 3	簡易水道事業の投資・財政計画（収支計画）	18
5. 4	簡易水道事業の目標	19
5. 5	投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	21
5. 6	投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	23
第6章	経営戦略の事後検証、更新等に関する事項など	25
巻末資料1	経営比較分析表	
	上水道	26
	簡易水道	27
巻末資料2	投資・財政計画	
	上水道	28
	簡易水道 ①（水道ビジョンに定める料金改定を行った場合）	30
	簡易水道 ②（現行料金を維持した場合）	32
巻末資料3	大野市水道施設区域図	34

第1章 経営戦略策定・改定の趣旨

1.1 経営戦略策定・改定の趣旨

大野市は、市営水道事業として市街地を中心とした上水道事業と、富田、阪谷、和泉地区や下庄、上庄の地区の一部地域にある簡易水道事業を運営しており、市民の皆様へ安全で安心な水道水の提供に努めてきました。

近年、人口減少や節水型ライフスタイルの定着による水需要の減少に伴う給水収益の減少が見込まれる一方で、水道施設の耐震化や老朽化対策への投資が必要になり、水道事業を取り巻く環境が大きく変化し、事業の経営環境は厳しさを増してきています。

こうした中、将来にわたって安定的に水道事業を継続していくためには、自らの経営等についての確な現状把握を行った上で、事業の効率化、経営の健全化を推進することが求められます。

大野市では、平成28年12月に「大野市水道事業経営戦略」、「大野市簡易水道事業経営戦略」を策定し、経営の健全化に向けて取り組んできました。また、令和2年7月には、令和2年度から令和21年度を計画期間とする「大野市営水道事業基本計画（大野市水道ビジョン）」（以下「水道ビジョン」と表記します。）を策定しました。

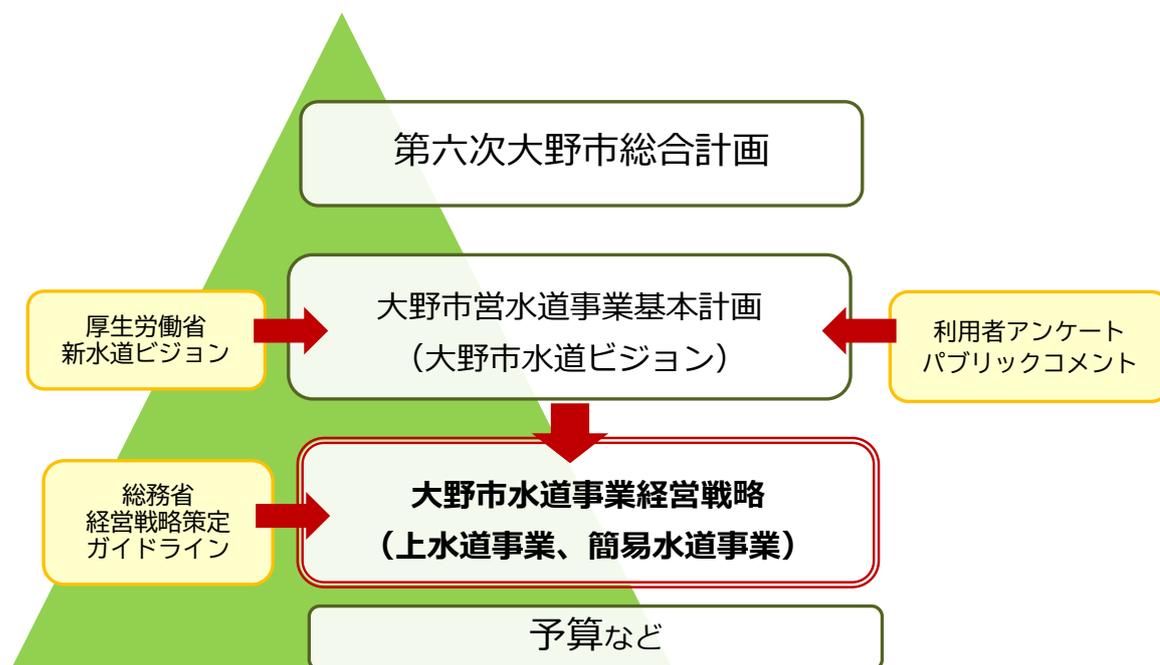
本経営戦略は、水道ビジョンの中長期的な経営計画とするため、現行の「大野市水道事業経営戦略」、「大野市簡易水道事業経営戦略」を見直し、「大野市水道事業経営戦略（上水道事業、簡易水道事業）」（以下「経営戦略」と表記します。）として改定するものです。

1. 2 位置付け

水道ビジョンでは、大野市営水道事業の現状を踏まえ、継続的な水供給の実現に向けて、施設規模の適正化、施設の耐震化、水質保全への対策に取り組むため、中長期的な取組の方向性や具体的な取組を定めました。

水道ビジョンの策定にあたっては、事前に簡易水道利用者にアンケート調査を行い、現在の水道サービスや将来の水道事業の在り方に関するご意見をいただきました。その結果を踏まえ、水道に関する様々な課題解消を図るための料金値上げや事業間統合を含めた施設整備計画について定めています。

経営戦略はこの水道ビジョンの経営計画とし、投資・財政計画を定めます。



経営戦略の位置付け

1. 3 計画期間

中長期的な経営基盤の強化に取り組むことができるよう、計画期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

第2章 事業の現況

2.1 事業の現況

① 給水

	上水道事業	簡易水道事業
供用開始年月	昭和54年4月	昭和33年4月(荒島)
法適・非適の区分	法適(全部)	法適(財務)
計画給水人口	15,000人	8,602人
現在給水人口	4,559人	4,073人
有収水量密度	0.188m ³ /ha	0.337m ³ /ha
加入率	20.48%	86.44%

② 施設

	上水道事業	簡易水道事業
水源	地下水	地下水、伏流水
施設数	浄水場設置数	17
	配水池設置数	13
施設能力	4,400m ³ /日	2,637m ³ /日
管路延長	80,875m	116,833m
施設利用率	32.95%	63.88%

③ 料金

◆ 料金体系の概要・考え方

上水道事業の水道料金は用途別料金体系で、基本料金と超過料金の2種類の料金で構成される二部料金制としています。超過料金は、学校用と工場用を除き、多く使用するほど単価が上がる「逦増制(ていぞうせい)」としています。昭和54年に給水を開始してから、料金の改定を行っていません(消費税率改定による改定を除く)。

簡易水道事業も二部料金制としていますが、地区ごとに料金体系が異なり、上水道と同一料金である地区は11地区ある簡易水道のうち5地区です。

現行の料金体系は、以下のとおりです。

◆ 上水道事業の水道料金

種類	用途	基本料金(1月につき)	超過料金(1m ³ につき)	
専用栓	家事用	10m ³ 以下 1,500円	10m ³ ~20m ³ 165円	20m ³ を超える分 210円

専用栓	営業用	10m ³ 以下 1,650円	10m ³ ～30m ³ 210円	30m ³ を超える分 250円
	病院・ 官公署用	10m ³ 以下 1,500円	10m ³ ～20m ³ 180円	20m ³ を超える分 225円
	学校用	100m ³ 以下 19,950円	—	100m ³ を超える分 210円
	工場用	40m ³ 以下 8,350円	40m ³ ～1,500m ³ 250円	1,500m ³ を超える分 70円
共用栓	家事用	10m ³ 以下 1,500円	10m ³ ～20m ³ 165円	20m ³ を超える分 210円
臨時栓	特殊用 (小口)	10m ³ 以下 3,000円	—	10m ³ を超える分 420円
	特殊用 (大口)	100m ³ 以下 39,900円	—	100m ³ を超える分 420円
私設消火栓		1栓につき 1,000円	(演習)5分以内 400円	(演習)1分増ごとに 100円

◆ 上水道事業のメーター使用料金

メーターの口径	メーター使用料金(1月につき)
13mm	120円
20mm	180円
25mm	230円
30mm	260円
40mm	350円
50mm	680円
75mm	1,300円

◆ 簡易水道事業の水道料金

		西富田地区簡易水道	
種類	用途	基本料金(1月につき)	超過料金(1m ³ につき)
専用栓	家事用	10m ³ 以下 852円	10m ³ を超える分 90円
	営業用	20m ³ 以下 1,785円	20m ³ を超える分 95円
	病院・官公署用	20m ³ 以下 1,700円	20m ³ を超える分 90円
	学校用	60m ³ 以下 5,112円	60m ³ を超える分 90円
	工業用	40m ³ 以下 3,570円	40m ³ を超える分 95円
共用栓	家事用	10m ³ 以下 1,116円	10m ³ を超える分 90円

臨時栓	特殊用（小口）	20m ³ 以下 1,866円	20m ³ を超える分 100円
	特殊用（大口）	200m ³ 以下 18,660円	200m ³ を超える分 100円

施設区分		富田地区簡易水道	
種類	用途	基本料金（1月につき）	超過料金（1m ³ につき）
専用栓	家事用	10m ³ 以下 1,040円	10m ³ を超える分 108円
	営業用	20m ³ 以下 2,160円	20m ³ を超える分 114円
	病院・官公署用	20m ³ 以下 2,080円	20m ³ を超える分 108円
	学校用	200m ³ 以下 20,800円	200m ³ を超える分 108円
	工業用	40m ³ 以下 4,320円	40m ³ を超える分 114円
共用栓	家事用	10m ³ 以下 980円	10m ³ を超える分 108円
臨時栓	特殊用（小口）	20m ³ 以下 2,240円	20m ³ を超える分 118円
	特殊用（大口）	200m ³ 以下 22,400円	200m ³ を超える分 118円

施設区分		木本地区簡易水道（令和4年4月1日改正）	
種類	用途	基本料金（1月につき）	超過料金（1m ³ につき）
専用栓	家事用	10m ³ 以下 750円	10m ³ を超える分 82円
	営業用	50m ³ 以下 3,190円	50m ³ を超える分 82円
	病院・官公署用	30m ³ 以下 2,110円	30m ³ を超える分 82円
	学校用	100m ³ 以下 6,380円	100m ³ を超える分 82円
	工業用	30m ³ 以下 2,110円	30m ³ を超える分 82円
共用栓	家事用	10m ³ 以下 700円	10m ³ を超える分 82円
臨時栓	特殊用（小口）	20m ³ 以下 1,850円	20m ³ を超える分 93円
	特殊用（大口）	100m ³ 以下 9,570円	100m ³ を超える分 93円

施設区分		荒島地区簡易水道	
種類	用途	基本料金（1月につき）	超過料金（1m ³ につき）
専用栓	家事用	10m ³ 以下 518円	10m ³ を超える分 55円
	営業用	20m ³ 以下 1,150円	20m ³ を超える分 59円
	病院・官公署用	20m ³ 以下 1,040円	20m ³ を超える分 55円
	学校用	100m ³ 以下 5,180円	100m ³ を超える分 55円
専用栓	工業用	40m ³ 以下 2,300円	40m ³ を超える分 59円
共用栓	家事用	10m ³ 以下 480円	10m ³ を超える分 55円
臨時栓	特殊用（小口）	20m ³ 以下 1,260円	20m ³ を超える分 65円
	特殊用（大口）	150m ³ 以下 9,440円	150m ³ を超える分 65円

施設区分		菖蒲池地区簡易水道	
種類	用途	基本料金（1月につき）	超過料金（1m ³ につき）
専用栓	家事用	10m ³ 以下 1, 118円	10m ³ を超える分 123円
	営業用	20m ³ 以下 2, 432円	20m ³ を超える分 128円
	病院・官公署用	20m ³ 以下 2, 314円	20m ³ を超える分 123円
	学校用	200m ³ 以下 23, 842円	200m ³ を超える分 123円
	工業用	40m ³ 以下 4, 940円	40m ³ を超える分 128円
共用栓	家事用	10m ³ 以下 1, 118円	10m ³ を超える分 123円
臨時栓	特殊用（小口）	20m ³ 以下 2, 548円	20m ³ を超える分 135円
	特殊用（大口）	200m ³ 以下 25, 480円	200m ³ を超える分 135円

施設区分		北富田、阪谷第一、南富田、下庄北部及び阪谷第二地区簡易水道		
種類	用途	基本料金（1月につき）	超過料金（1m ³ につき）	
専用栓	家事用	10m ³ 以下 1, 500円	10m ³ ～20m ³ 165円	20m ³ を超える分 210円
	営業用	10m ³ 以下 1, 650円	10m ³ ～30m ³ 210円	30m ³ を超える分 250円
	病院・官公署用	10m ³ 以下 1, 500円	10m ³ ～20m ³ 180円	20m ³ を超える分 225円
	学校用	100m ³ 以下 19, 950円	—	100m ³ を超える分 210円
	工場用	40m ³ 以下 8, 350円	—	40m ³ を超える分 250円
共用栓	家事用	10m ³ 以下 1, 500円	10m ³ ～20m ³ 以下 165円	20m ³ を超える分 210円
臨時栓	特殊用（小口）	10m ³ 以下 3, 000円	—	10m ³ を超える分 420円
	特殊用（大口）	100m ³ 以下 39, 900円	—	100m ³ を超える分 420円
私設消火栓		1栓につき 1, 000円	（演習）5分以内 400円	（演習）1分増ごとに 100円

施設区分		和泉地区簡易水道	
種類	用途	基本料金（1月につき）	超過料金（1m ³ につき）
専用栓	家事用	10m ³ 以下 1, 000円	10m ³ を超える分 80円

専用栓	営業用	20m ³ 以下	2,000円	20m ³ を超える分	100円
	病院・官公署用	20m ³ 以下	2,000円	20m ³ を超える分	100円
	学校用	100m ³ 以下	10,000円	100m ³ を超える分	100円
	工業用	40m ³ 以下	4,000円	40m ³ を超える分	120円
共用栓	家事用（口径 40mm以下）	10m ³ 以下	3,000円	10m ³ を超える分	80円
	家事用（口径 50mm以上）	10m ³ 以下	5,000円	10m ³ を超える分	80円
臨時栓	特殊用（小口）	10m ³ 以下	3,000円	10m ³ を超える分	120円
	特殊用（大口）	100m ³ 以下	30,000円	100m ³ を超える分	120円

◆ 富田、木本、荒島、菖蒲池地区簡易水道のメーター使用料金

メーターの口径	メーター使用料金（1月につき）
13mm	78円
16mm	103円
20mm	126円
25mm	139円
30mm	190円
40mm	244円
50mm	654円
75mm	1,128円

◆ 西富田、北富田、阪谷第一、南富田、下庄北部、阪谷第二、和泉地区簡易水道のメーター使用料金

メーターの口径	メーター使用料金（1月につき）
13mm	120円
20mm	180円
25mm	230円
30mm	260円
40mm	350円
50mm	680円
75mm	1,300円

※ 別途消費税及び地方消費税がかかります。

④ 組織

	上水道事業	簡易水道事業
職員数	3人	2人
うち 技術職員	1人	1人
うち 事務職員	2人	1人

2. 2 これまでの主な経営健全化の取組

(1) 現行経営戦略での目標に対する取組

① 基幹管路耐震適合率

基幹管路の耐震化に取り組んでいます。現行経営戦略の策定時には適合率は約75%で、目標として平成38年度に100%としていましたが、耐震管の基準が変更されたことにより、令和2年度末の基幹管路での耐震管適合率は約36%となりました。

引き続き、施設の優先順位を考慮して更新します。

② 災害時拠点施設への延伸

災害時の給水需要に備え、有終東小学校、文化会館、陽明中学校等の災害拠点施設への配水管延伸を行いました。

③ 大規模漏水リスク低減を目的とした管路ループ化

災害等による断水に備え、中挾、東中、美里町、吉野町等への配水管布設工事を行い、管路ループ化による代替配水管を確保しました。

④ 料金収入の確保（加入促進、滞納対策強化）

新規に配水管を布設する区域等において加入促進を行うとともに、夜間を含む電話催告や個別訪問を行い、滞納対策に努めています。

⑤ 内部留保資金の確保

健全な経営を維持するため、内部留保資金の確保に努めています。

(2) 上記（1）以外の取組

① 有収率（※ア）の向上

平成24年度の有収率は約60%と類似団体平均の約77%を大きく下回っていましたが、平成26年度より消火栓取替工事や給水管の漏水調査を積極的に行った結果、平成29年度に約70%にまで改善しました。

② 包括的民間委託の実施

平成29年度から水道施設の維持管理について、包括的民間委託を行い、効率的な事業運営を行っています。

※ア 有収率：「年間総有収水量（供給した水の量）／年間総配水量（作った水の量）×100」
作った水道水がどれくらい利用者に届けられたかを示す指標。
高いほど不明水が少なく、効率的であることを示します。

③ 給水事業の効率化

平成25年度に、1簡易水道（中保地区簡易水道）を上水道に統合し、給水事業の効率化を図りました。

④ 簡易水道事業会計の公営企業会計移行

簡易水道事業は令和2年度から公営企業会計に移行し、経営状況の把握、分析を可能としました。

⑤ コンビニエンスストアでの水道料金の収納を開始

令和2年4月から、コンビニエンスストアで水道料金の収納を開始しました。利用者の利便性と収納率の向上を図っています。

2. 3 経営比較分析表を活用した現状分析

上水道、簡易水道の経営比較分析表は、巻末資料1（p. 26～27）のとおりです。

経常収支比率（※イ）は上水道、簡易水道ともに概ね100%を超えて推移しています。これは国が定める繰入基準のほか一般会計補助を行い、料金収入の不足を補てんしていることによるものです。

◆ 上水道事業

昭和50年頃に発生した地下水位の低下を契機に、主に市街地の南部と地下水を直接利用できない一部の地域に安全で安心な飲料水を提供することを目的に創設されました。また、災害時に備え、水道管路のループ化や拠点避難所への整備など、災害に強い強靱なまちづくりのため計画的な施設整備や改良を行っています。

地下水利用が多く需要が少ないため面的な整備が難しく、加入率は約20%と低い状況です。料金回収率（※ウ）も令和2年度で約80%と類似団体（※エ）平均よりやや低いため、加入率の向上に向けた取組が必要です。

現在は一定の資金残高があり、流動比率（※オ）、企業債残高対給水収益比率（※カ）

※イ 経常収支比率：（経常収益／経常費用）×100

経常費用がどの程度経常収益で賄えているかを示す指標。

100%以上の場合は単年度黒字、100%未満の場合は単年度赤字を表します。

※ウ 料金回収率：料金回収率：（供給単価／給水原価）×100

給水に係る費用がどの程度水道料金で賄えているかを示す指標。

100%を下回っている場合、給水費用が水道料金以外の収入で賄われていることを示します。

※エ 類似団体：（上水道事業）給水形態、給水人口規模が似通っている団体

（簡易水道事業）地方公営企業法の適用状況、給水人口規模が似通っている団体

※オ 流動比率：（流動資産／流動負債）×100

短期的な債務に対する支払能力を表す指標。

100%を下回っている場合、1年以内に現金化できる資産で1年以内に支払うべき負債を賄えていないことを示します。

※カ 企業債残高対給水収益比率：（企業債現在高合計／給水収益）×100

給水収益に対する企業債残高の割合を示す指標。

類似団体との比較等により自団体の状況を把握、分析します。

などの経営指標は類似団体平均と比べて良好です。事業創設から40年が経過し、今後、更新需要が増えていくことが見込まれるため、一般会計繰入に過度に依存しない適正な料金体系の検討が必要です。

◆ 簡易水道事業

市内に11の地区があります。各地区の令和2年度の加入率は約80～90%で、料金回収率は約70%と類似団体平均よりも良好です。

水需要と施設利用率の減少を考慮し、各地区の課題を解消し合理的な施設の統廃合やダウンサイジングを行うことで施設の最適化（集約）を図り、更新費と維持管理費を減らすことが必要です。

一部で伏流水を水源とする地区があり、大雨時の濁り発生や水源施設と水源から集落までの送水管の老朽化が課題です。

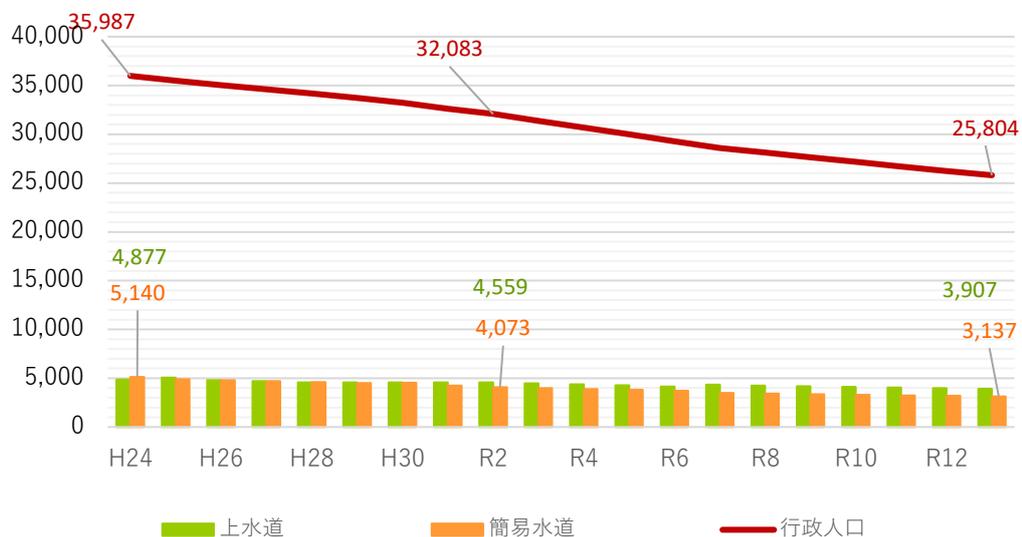
また、地区ごとに料金にばらつきがあり、ほとんどの地区で料金収入が不足しているため、人件費、水質検査手数料などについて一般会計から補助を受けています。上水道と料金を統一し、経営の健全化と今後の施設更新に備える必要があります。

第3章 将来の事業環境

3.1 給水人口の予測

水道ビジョンでは、平成27年10月に策定した「大野市人口ビジョン」に基づき、給水人口を予測しました。「大野市人口ビジョン」が令和3年2月に改定されたこと受け、経営戦略では「大野市人口ビジョン」中、「パターン1（国立社会保障・人口問題研究所推計準拠）」を用いて給水人口を予測しました。なお、「パターン1（国立社会保障・人口問題研究所推計準拠）」の予測値は5年ごとの推計のため、推計値間は直線補間としています。

本市の人口は、過去10年の実績と同様に今後も減少傾向が継続する見通しです。加入率の向上が見込めない中、人口の減少幅が大きく、上水道、簡易水道ともに給水人口は減少の見込みです。



給水人口の推移と予測（単位：人）

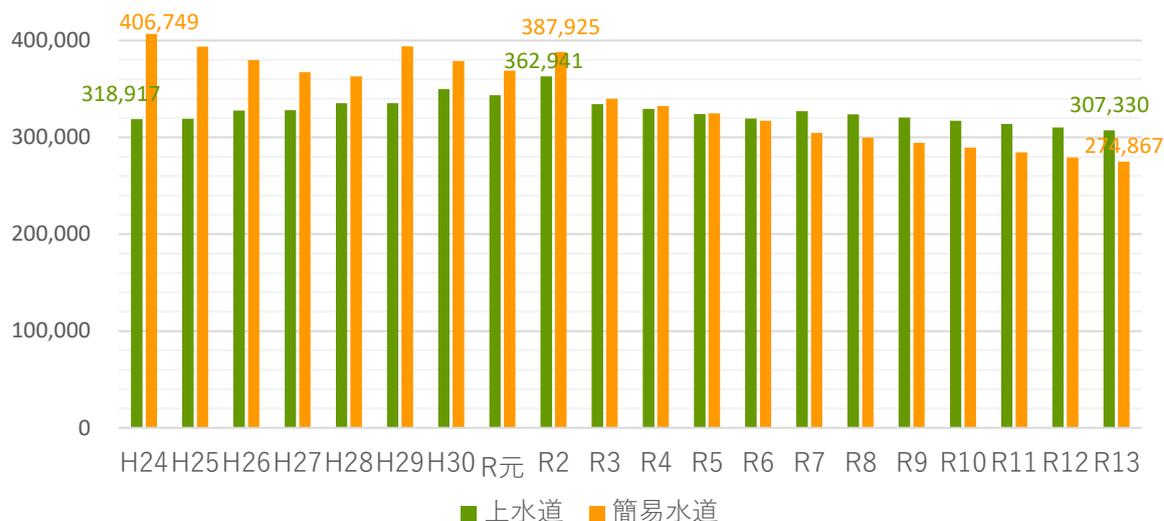
3.2 水需要の予測

給水人口の予測と令和2年度までの実績値を元に、計画期間の年間有収水量の予測を行いました。

上水道は、一般的な家庭で使用する「生活用」、工場などで利用する「工業用」、学校や病院などの「その他」に区分して予測値を算出しました。「生活用」は、大雪の影響により水需要が伸びた令和2年度を除く過去5年間の1人あたり平均使用量に給水人口予測を乗じて算出しました。1人あたりの給水量見込に給水人口予測を乗じて算出しています。「工業用」「その他」については、過去3年～5年の実績値と増減傾向を基に算出しました。

また、簡易水道は、1人あたり平均使用量見込に給水人口予測を乗じて算出しました。

上水道、簡易水道事業とも、人口減少に加え節水機器の普及などにより、水需要は減少する見込みです。

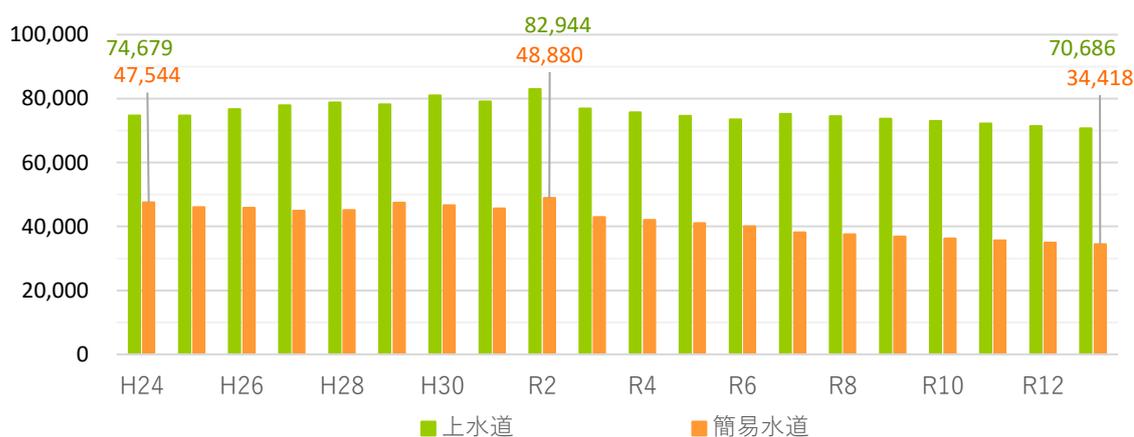


水需要の推移と見通し（単位：m³）

3. 3 料金収入の見通し

水需要の予測に基づき、今後の料金収入を算出しました。現行の水道料金体系を維持するものとして、水需要（年間有収水量）の見込みに令和2年度供給単価の実績値を乗じました。

降雪量が多い冬は給水量が増加する傾向にあり、上水道、簡易水道ともに令和2年度は給水量が増加しました。今後は、給水人口と水需要の減少に伴い料金収入も減少する見込みです。



料金収入の推移と見通し（単位：千円） ※現行料金を維持した場合

3. 4 施設の見通し

水道施設を次世代に健全なかたちで引き継ぐためには、適切な診断に基づき資産管理水準の継続的な向上を図り、着実な更新が必要です。

本市では、水道施設のアセットマネジメント（※キ）計画を策定し、本市独自の更新基準に基づく構造物、設備、管路等の水道施設の更新を水道ビジョンに位置付けています。既存の管路や施設を有効に活用し、長寿命化を図る適切なストックマネジメント（※ク）の取組の下、水道ビジョンに沿った着実な更新、統廃合を行い、給水の安全・安定性を確保します。

※工種別更新基準

施設の 工種	法定 耐用年数 (年)	大野市 更新基準 (年)	管種	法定 耐用年数 (年)	大野市 更新基準 (年)
土木	60	73	ダクタイル鋳鉄管	40	60
建築	50	70	塩化ビニル管(RR)	25～40	50
電気	20	25	塩化ビニル管(その他)	25～40	40
機械	15	24	鋼管	25～40	40
計装	10	21	ポリエチレン管	25～40	40
			不明	25～40	40

① 管路

上水道では最も古い管路は創設時（供用開始：昭和54年度）に布設したもので、法定耐用年数（40年）を迎えました。また、簡易水道の事業創設年度は古い地区で昭和33年であり、石綿管や農業集落排水事業で一部更新しているものの老朽化が進んでいることから、計画的な更新が必要です。

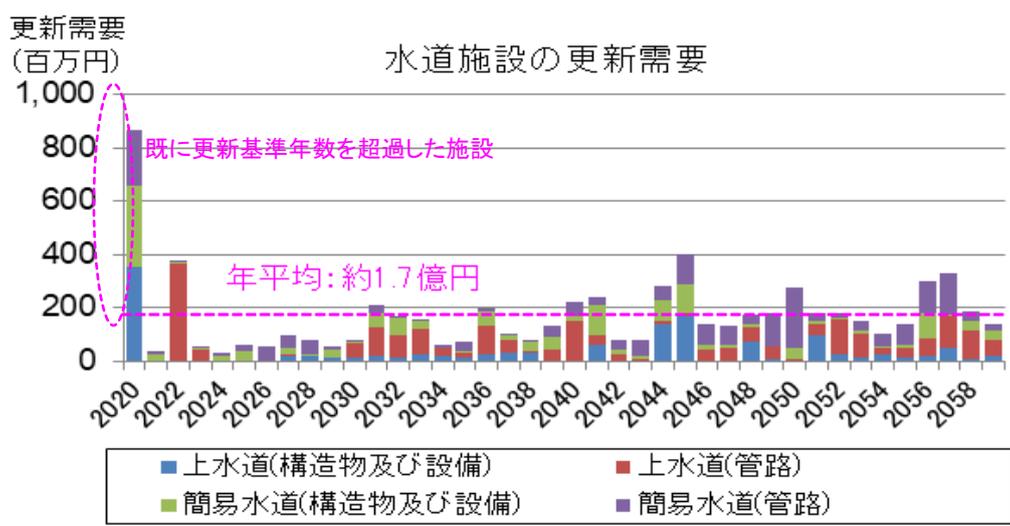
② 施設

上水道の水源の最大取水量（計画値）は4,400 m³/日で、令和2年度の一日平均給水量は1,450 m³/日で、施設利用率が32.95%、一日最大給水量は2,152 m³/日で最大稼働率が48.91%です。給水人口の減少を想定していますが、災害時の水の確保や簡易水道事業との統合を考慮し、現状程度の能力は備えなければならないと考えています。

また、簡易水道においては、伏流水を水源とする地区の水源水質対策や水需要の減少に伴う施設の統廃合が必要です。水道ビジョンでは、新水源（深井戸）の整備のほか、給水量が減少する見込みに合わせて配水場やポンプ施設数の最適化（集約）を図ることとしており、安定した給水と維持管理費の縮減を目指します。施設を最適化することで、更新需要が年間1.7億円から年間1.5億円に減少する見込みです。

※キ アセットマネジメント：資産（アセット）を効率よく管理運営するための体系化された技術や管理方法。

※ク スtockマネジメント：既存の構造物や施設（ストック）を有効に活用し、長寿命化を図る体系的な手法の総称。



3. 5 組織の見通し

令和4年度の職員数として、上水道3人（技術職1人、事務職2人）、簡易水道2人（技術職1人、事務職1人）を見込んでいます。

水道事業における施設の維持管理と更新需要への対応を適切に行うとともに、漏水や災害発生時における応急的な給水、復旧に迅速に対応するためには、当該職員数は維持していく必要があるものと捉えています。

特に技術職の人事異動については、水道施設の維持管理にかかる技術の継承に一定の年数を要することを念頭におき、計画的に行うこととします。

今後、人口減少等に伴う料金収入の減少などを見極めたうえで、水道事業の持続性を担保するため、民間委託など事業運営の効率化について検討します。

第4章 経営の基本方針等

4.1 基本理念と基本方針

水道ビジョンの基本理念と基本方針を、経営戦略での経営の基本理念と基本方針とします。

大野市の水道事業は、昭和50年頃に発生した地下水位の低下を発端に、市民に安全・安心な飲料水を提供するために整備しました。加入率などの課題はあるものの、水質の観点から自己井戸で生活用水を調達できない地域もあり、市民のライフラインとして引き続き事業を運営していくことが必要です。

「自然が育む清浄で豊富な水を後世へ」を基本理念に、「安全」「強靱」「持続」の3つの理想像と基本方針の下、市民の生活を守る水道サービスを提供していきます。

[基本理念]

自然が育む清浄で豊富な水を後世へ

[理想像と基本方針]

安全

安全安心でおいしく飲める水の供給
継続的な人材育成と適切かつ厳格な水質管理

強靱

災害に強い水道の構築
災害に強く計画的で確実な施設更新

持続

効率的な水道経営の推進
効率的な施設運営による維持管理の削減と使用料収入の確保

4.2 主要施策

主要施策（1） 施設の最適化（集約）

隣接する上水道と簡易水道、複数の簡易水道を統合して配水場やポンプ施設の最適化（集約）を図り、安定した給水を行い、維持管理費を減らします。

主要施策（2） 不安定な水源水質対策

水源を伏流水から地下水に変更し、安全で安定した水道水を供給します。

主要施策（3） 効率的な施設整備

基幹施設、基幹管路を優先的に更新し、限られた財源の中で効率的に施設整備を行います。

主要施策（4） 適正な料金体系への改定

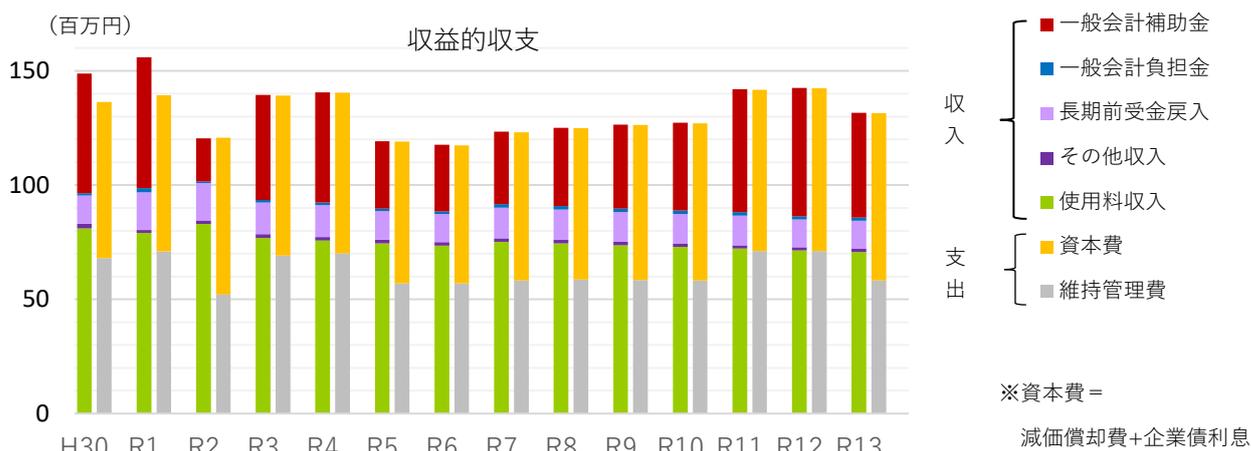
上水道と料金が同一でない一部の簡易水道について、段階的に上水道との料金統一を図り、将来にわたって安定的に事業を持続します。

第5章 投資・財政計画

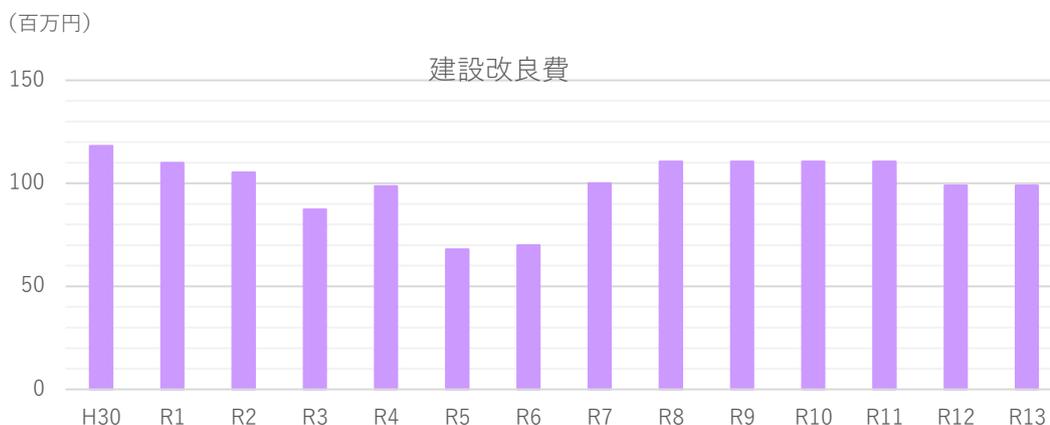
5.1 上水道事業の投資・財政計画（収支計画）

投資・財政計画は、巻末資料2（p. 28）のとおりです。

現在の繰入基準と一般会計繰入のルールが維持されることとして試算しました。水需要の減少に伴い料金収入が減少する見込みです。



上水道事業の収益と費用の見通し（単位：千円）



上水道事業の建設改良費の見通し（単位：千円）

主要施策（1）施設の最適化（集約）・（3）効率的な施設整備

菖蒲池地区簡易水道の統合で施設を集約化して、料金収入を増やし、上水道施設の利用
率向上を図ります。【目標③、④、⑤】

主要施策（3）効率的な施設整備

一度に多額の支出とならないよう、施設を計画的に更新します。【目標①、②、⑥】

5. 2 上水道事業の目標

目標項目	R2現状	R13目標値	R21目標値	備考
①配水池の耐震化率	0%	0%	100%	$(\text{耐震配水池容量} / \text{全配水池容量}) \times 100$
②管路更新率	0.91%	0.95%	0.95%	$(\text{その年度に更新した管路延長} / \text{管路延長}) \times 100$
③施設利用率	32.95%	34%	54%	$(\text{一日平均配水量} / \text{一日配水能力}) \times 100$
④経常収支比率	99.73%	100%	100%	$(\text{経常収益} / \text{経常費用}) \times 100$
⑤料金回収率	80.36%	59%	48%	$(\text{供給単価} / \text{給水原価}) \times 100$
⑥有収率	68.58%	74%	79%	$(\text{年間総有収水量} / \text{年間総配水量}) \times 100$

5. 3 簡易水道事業の投資・財政計画（収支計画）

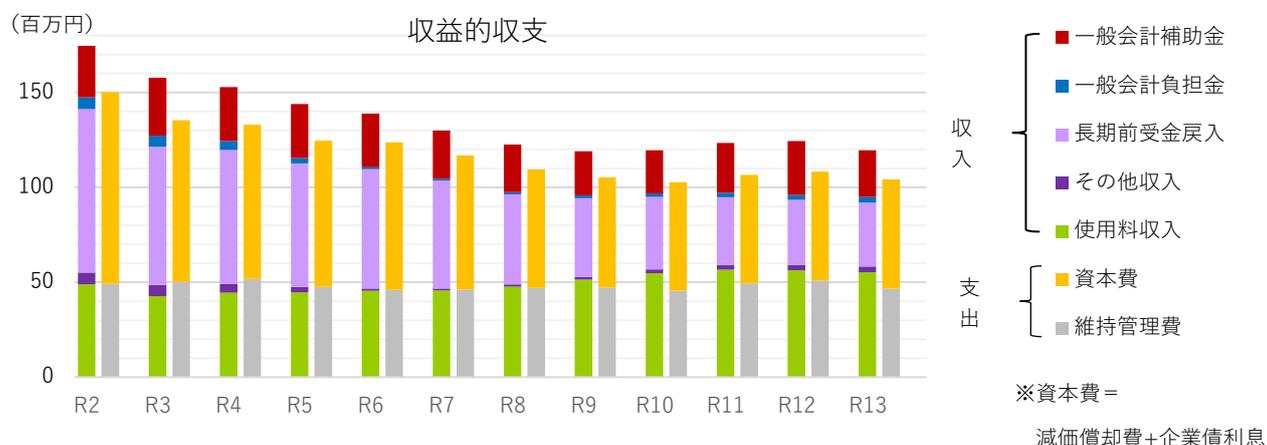
投資・財政計画は、巻末資料2（p. 28）のとおりです。

なお、簡易水道事業については、地区ごとのセグメント管理の上試算を行い、全ての地区の合計を簡易水道事業の収益、費用等の見込額としています。

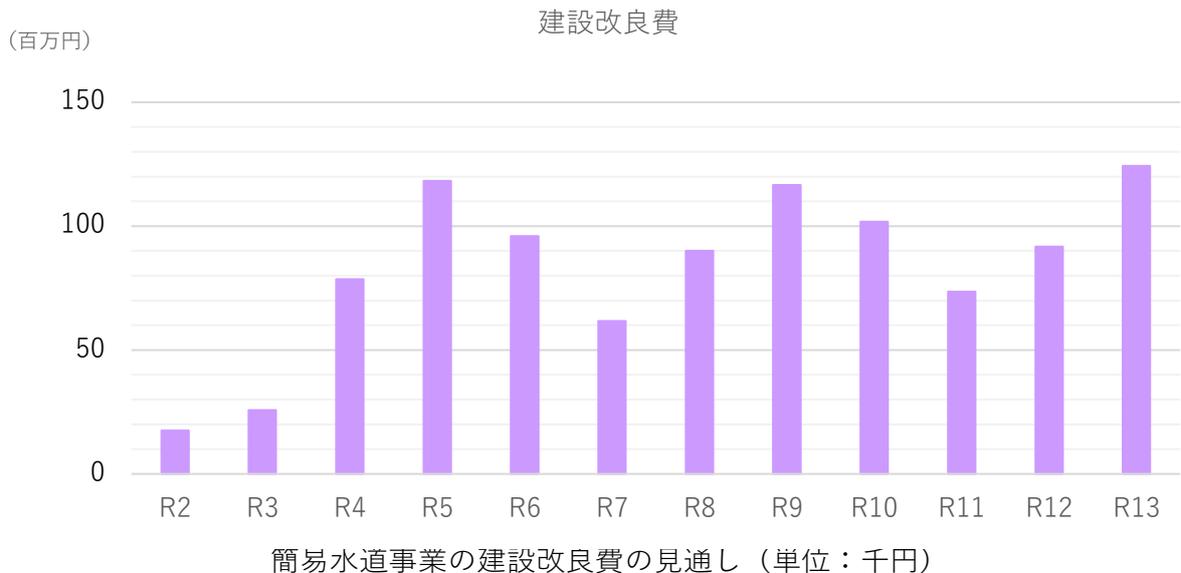
簡易水道事業についても、現在の繰入基準と一般会計繰入のルールが維持されることとして試算しました。ほとんどの地区で料金収入が不足しており、今後、水需要の減少に伴う料金収入の減少も見込まれます。地区ごとに料金にばらつきがあるので、水道ビジョンに定める料金改定により経営の健全化を図ります。

※ 簡易水道事業の料金改定方針について

上水道と料金が同一でない簡易水道においては、施設整備を行った年度から上水道との料金統一を図ります。



簡易水道事業の収益と費用の見通し（単位：千円）【①料金を改定した場合】



主要施策（１） 施設の最適化（集約）

複数の簡易水道を統合し、施設を集約して利用率の向上を図り、維持管理費を減らします。

【目標③、④、⑤】

主要施策（２） 不安定な水源水質対策

木本地区や荒島地区では、深井戸を整備して水質の安定を図り、送水管の更新費と維持管理費を減らします。【目標④、⑤】

主要施策（３） 効率的な施設整備

一度に多額の支出とならないよう、施設を計画的に更新します。【目標①、②、⑥】

主要施策（４） 適正な料金体系への改定

料金を改定して安定した経営を図ります。【目標④、⑤】

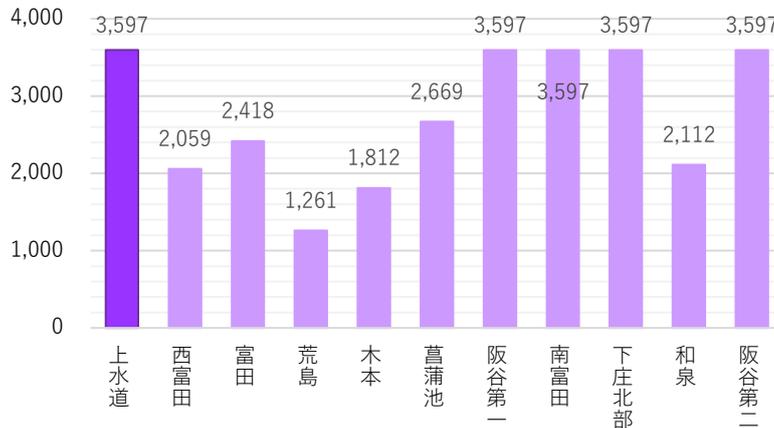
5. 4 簡易水道事業の目標

目標項目	R2現状	R13目標値	R21目標値	備考
①施設の耐震化率	16%	17%	45%	(耐震施設の能力/全施設の能力) × 100
②管路更新率	0.05%	0.56%	0.56%	(その年度に更新した管路延長/管路延長) × 100
③施設利用率	63.88%	44%	45%	(一日平均配水量/一日配水能力) × 100
④経常収支比率	112.10%	112%	103%	(経常収益/経常費用) × 100
⑤料金回収率	76.08%	78%	70%	(供給単価/給水原価) × 100
⑥有収率	62.24%	80%	84%	(年間総有収水量/年間総配水量) × 100

～ 参考 : 適正な料金体系への改定に向けて ～

① 市営水道事業の現行の水道料金

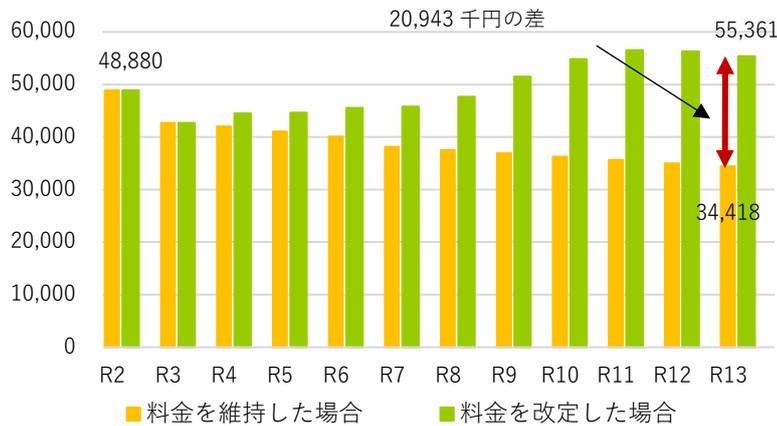
(メーター口径13mmの家事用専用栓で20㎡使用した場合の1か月の料金)



料金にばらつきがあります。

- ※ 消費税及び地方消費税を含みます。
- ※ 菖蒲池地区簡易水道は令和7年度から上水道に統合され上水道と同一料金となります。

② 料金を維持した場合と料金を改定した場合の料金収入の比較 (簡易水道事業)



料金を改定することで安定した経営が図られます。

5. 5 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源が伏流水のため大雨時の濁りの発生や、指標菌が検出されている水源の代替水源として新水源（深井戸）を整備し、安全で安定した水道水の供給と、送水管の更新費用の縮減を図ります。 ・ 西富田地区、富田地区、北富田地区、南富田地区簡易水道の施設統廃合を行い、配水場やポンプ施設数の最適化（集約）、安定した給水と固定費等の維持管理費の縮減を図ります。
----	---

◆ 投資計画の概要

水道ビジョンに定める年次別事業計画に沿って計上しました。

- ・ 上水道： 簡易水道（菖蒲池）との統合による余剰能力の活用
- ・ 富田、西富田、北富田、南富田地区： 統合による施設数の最適化
- ・ 荒島地区： 水源変更（伏流水 → 地下水）
- ・ 木本地区： 水源変更（伏流水 → 地下水）
- ・ 菖蒲池地区： 上水道との統合（取水場廃止）
- ・ 阪谷第一、阪谷第二地区： 緊急時のバックアップ体制の確保

② 収支計画のうち財源についての説明

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水道施設の機能を維持するための更新費や修繕などに必要な財源の確保に努めます。 ・ 企業債の発行については、世代間負担の公平性を考慮しつつ、適切な額の起債を行います。
----	---

- ・ 料金収入 有収水量の見込みに供給単価を乗じて試算しました。
 上水道、簡易水道事業ともに、料金収入だけでは維持管理費が賅えず、国が定める繰入基準以外の一般会計補助によって収入額の不足を補てんしています。
 水道事業は独立採算制が原則です。人口減少などに伴う料金収入の減少に対応し、また、老朽施設の更新や簡易水道間の公平を図るため、水道ビジョンに定める料金改定を行い、一般会計繰入に

過度に依存しないよう、経営の健全化を図ります。

上水道と料金が同一でない簡易水道においては、施設整備を行った年度から上水道との料金統一を段階的に行います。

- ・ 一般会計繰入金 現在の繰入基準及び一般会計との取り決めが維持されるものとして試算しました。
- ・ 企業債 企業債は、各年度の事業費を基に必要額を計上しています。世代間の公平性と内部留保資金残高を考慮し、適切な額の企業債を発行します。
- ・ 工事負担金 上水道の新規加入金について、料金収入の減少率を考慮して見込んでいます。簡易水道の新規加入金は見込んでいません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

- ・ 収支全体 菖蒲池地区簡易水道事業は、令和7年度から上水道事業に統合されるものとして試算しました。
- ・ 修繕費、材料費 過去3年間の実績と、地区ごとに量水器の検満による交換件数を考慮した必要額を計上しています。
- ・ 減価償却費 既存施設等に係る減価償却見込みに、今後新規整備する施設等を加えて試算しました。
- ・ 委託費 現行の委託業務形態が当面継続することとして試算しました。
- ・ 動力費、手数料 直近の実績値に、水道ビジョンに基づく水源変更等を考慮して試算しました。
- ・ 職員給与費 現在の職員数が維持されるものとして試算しました。退職給付費は一般会計が負担するため、計上していません。
- ・ 支払利息 現在発行している企業債の利息に加え、今後発行予定の企業債の利息について、償還期間30年、据置期間5年、元利均等方式、利率1.0%の借入条件で試算しました。

5. 6 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	地形的に施設の広域化は困難なのが現状です。現在、福井県が中心となって策定中の「水道広域化推進プラン」のための勉強会に参加し、県域全体で広域化の方針を検討しています。
民間の資金・ノウハウの活用に関する事項	水道水の安全性と災害、漏水発生時の危機管理体制を維持したうえで、望ましい組織体制と事業運営の効率化を図るため、民間活用の取組を検討します。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）	アセットマネジメント計画では将来40年間で前期・中期・後期に分けて投資の平準化を位置付けています。引き続き、投資の平準化を検討していきます。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	水道ビジョンの計画期間が終了した後についても、水需要の減少の予測に基づき、引きつづき検討します。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	今後の水需要を見極め、管路の更新においては水需要に応じた口径を引き続き検討します。
その他の取組	現在行っている包括的な施設の維持管理について、適正な委託範囲を検討していきます。

② 財源についての検討状況等

料金	水道ビジョンに定める料金改定を行ったうえでの経営状態や近隣自治体の料金設定を考慮し、料金収入の減少と更新需要に合わせた適正な料金体系を引き続き検討します。
企業債	世代間の公平を図るための必要性を考慮しつつ、人口減少していく世代での負担となることを認識し、発行額を慎重に検討します。
繰入金	効率的な経営と適正な料金設定を図るなど一般会計繰入に過度に依存しないための手法を検討します。
資産の有効活用等による	施設・設備の統廃合に伴う資産の有効活用の可能性につ

収入増加の取組	いて検討します。
---------	----------

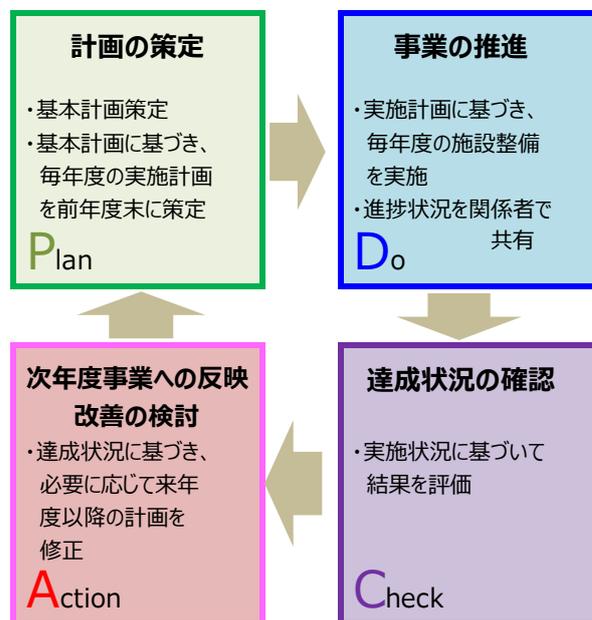
③ 投資以外の経費についての検討状況等

委託費	現在、施設の維持管理業務や洗管業務などを包括的民間委託しています。適正で効率的な委託の範囲と手法について、今後も引き続き検討します。
修繕費	耐用年数を考慮した材料の採用、日常の点検等の実施、施設規模の適正化や統廃合等により今後の修繕費の縮減に努めます。
動力費	施設の更新時には省電力設備の採用や給水人口と水需要の減少を見据えた適正な施設規模とし、引き続き動力費の低減を図ります。
その他の取組	現在、使用開始等の届出について電子申請を可能としています。他の手続きについても電子申請の導入を検討します。

第6章 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項など

経営戦略の進捗状況について、毎年度の経営比較分析表を用いたモニタリング結果や目標の達成状況を把握し、事後検証を行った上で、3～5年ごとに経営戦略を見直します（PDCAサイクルの活用）。見直しの際は、使用料改定の必要性についての検証も行います。

水道ビジョンに定める料金改定を目標としつつ、給水人口の推移と施設の状態を見極めながら、適正な料金体系について検討を続けます。



水道ビジョンに定めるフォローアップ計画

経営比較分析表 (令和元年度決算)

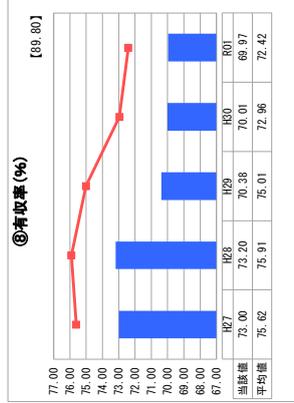
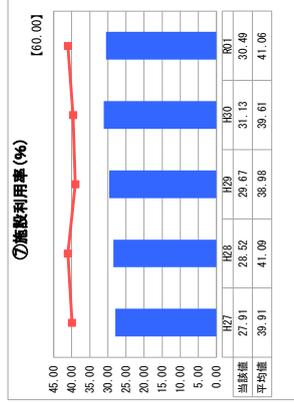
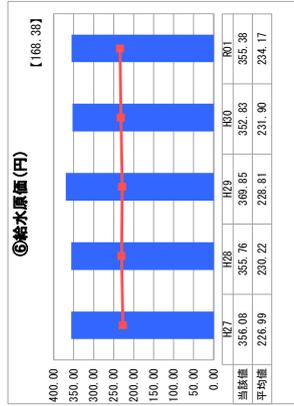
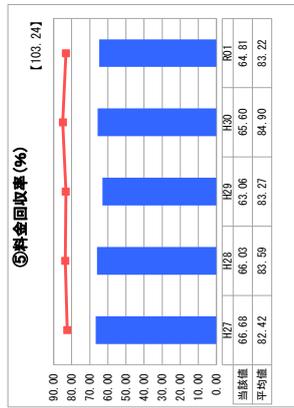
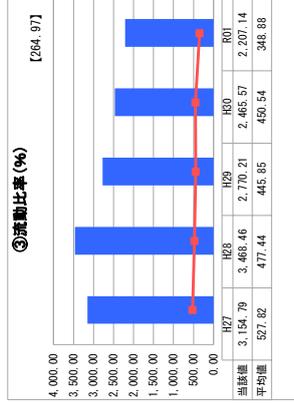
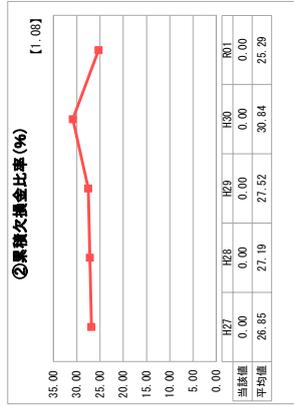
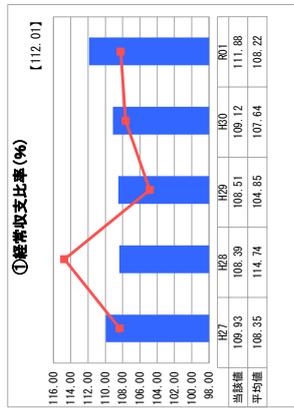
福井県 大野市

業務名	業務種別	事業名	類似団地区分	管理者の情報
法適用	水道事業	末端給水事業	A9	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ² 当たり家庭給水(円)	
-	82.62	14.01	3,597	

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
32,902	872.43	37.71
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
4,573	19.29	237.07

グラフ凡例
■ 当該団体の値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
□ 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析編

1. 経営の健全性・効率性について

当市は、管路整備済みの地域においても地下水(自家用井戸)を使用する市民が多いため、普及率が低く給水量が小さい。普及率が多いため、普及率が、繰上収支比率は100%を超えて推移しているが、繰上収支比率の一般差を補助を行い、収入不足を補っていることによる。

①経常収支比率は、前年度より増加しているが、今後③流動比率に引き続き健全な経営に努める。

④企業債務高対給水収益比率については、近年、幹線や拠点建設などへの管路拡張整備を行っていることから、令和2年度まで借入が増加するため、当市は現水準が継続することが見込まれる。

⑤料金回収率は、人件費、減価償却費等の固定費が影響して⑥給水原価が高いことから、平均値を下回っている。経営経費の削減に努めるとともに、料金回収の確保のため、加入率の改善に努める必要がある。

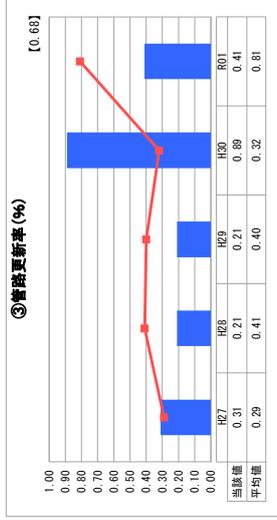
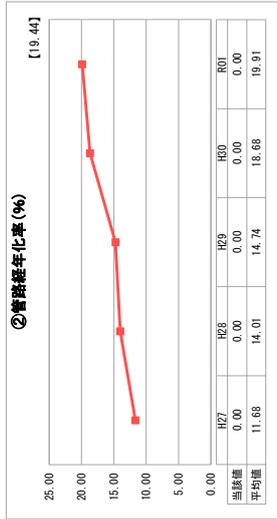
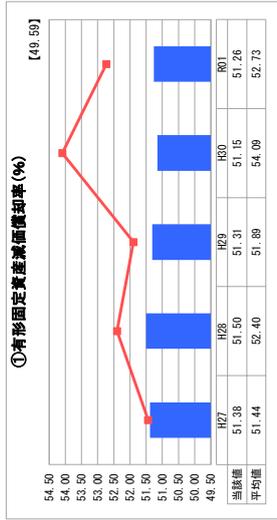
⑦施設利用率、⑧有収率ともに平均値より低い傾向にある。今後は、給水人口の減少などに伴い給水量、配水量ともに減少することが予想されることから、適切な修繕を実施するほか、大野市営水道事業基本計画に基づき、合理的な施設統廃合やダウンサイジングを行う必要がある。

2. 老朽化の状況について

①有形固定資産減価償却率は増加傾向にあり、計画的な施設の更新が必要である。

②管路更新率については、近年、重要な配水管の更新(耐震化)を進めてきた。

③管路以外の施設も含め、一時期に更新にかかるとの負担が集中している。適切な修繕による延命化を図る。また、大野市営水道事業基本計画に基づき、施設規模の適正化、合理的な施設統廃合、老朽化施設の計画的な更新を行い、給水の安全・安定性を確保する。



全体総括

当市は、地下水豊富な土地柄のため、市街地での多くの市民が地下水を利用した自家用井戸を保有し生活用水としてきたことから、加入率が低い。また、給水人口が減少の見通しであり、十分な料金収入を確保することが困難となることが予想される。

しかしながら、創設の経緯が昭和50年代に発生した大規模な井戸枯れであることや、ライフラインとして必要不可欠なサービスであることから、継続した事業運営が求められる。

現在一般会計からの繰入により経営の健全性は保たれているが、今後設備更新のピークを迎えるに当たっては、健全な経営を維持し、計画的な施設の更新等による維持管理費の削減など効率性の向上に努める。

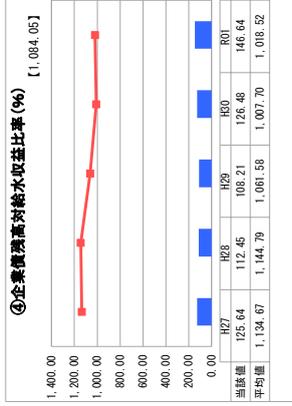
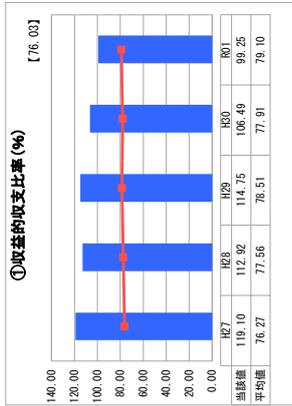
経営比較分析表 (令和元年度決算)

福井県 大野市

業務名	業務種別	事業名	管理者の情報	人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
法非適用	水道事業	簡易水道事業	非設置	32,902	872.43	37.71
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20m ² 当たり家庭給水 (円)	現在給水人口 (人)	給水区域面積 (km ²)	給水人口密度 (人/km ²)
-	該当数値なし	12.98	2,059	4,235	4.97	852.11

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
■ 類似団体平均値 (平均値)
□ 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①経費収支比率は概ね100%で推移しているが、繰出基差収支の一般会計補助を行い、収入不足を補っていることによる。

②自己資本構成比率は平均の1割強程度となっており、事業の必要性、優先度を見極め、積極的な返済に努めている。

③企業債残高対給水収益比率は平均の1割強程度となっており、事業の必要性、優先度を見極め、積極的な返済に努めている。

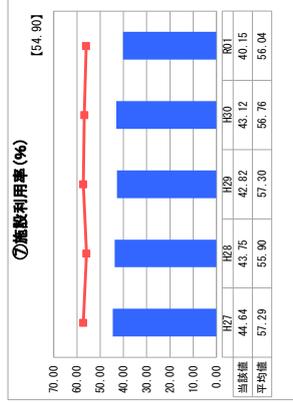
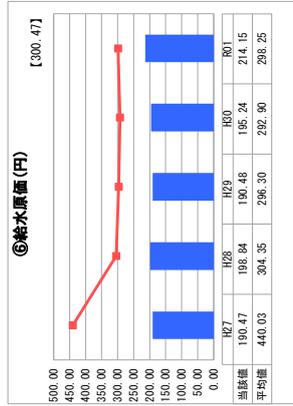
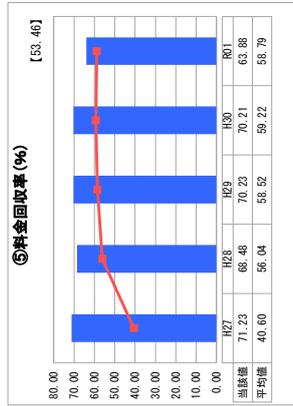
④企業債残高対給水収益比率は平均の1割強程度となっており、事業の必要性、優先度を見極め、積極的な返済に努めている。

⑤料金の回収率を向上させている。今後も給水人口の減少や簡易ライフスタイルの定着により有収水量の減少が予想されることから、適正な料金設定と施設の統合による計上経費の削減等に努める。

⑥給水原価は上昇傾向にある。給水人口の減少等による有収水量の減少等の要因により、今後も上昇の傾向が継続と考えられるため、経営の更なる効率化を必要とする。

⑦施設利用率については、給水人口増減が少ないこともあり平均を下回っている。引き続き施設運営の効率化に努める必要がある。

⑧有収率は増加しており、引き続き適正な修繕や老朽化施設の計画的な更新により、効率的な経営に努める。

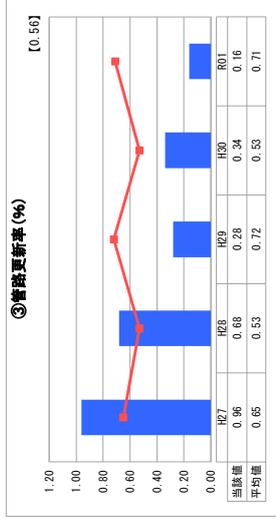


2. 老朽化の状況について

平成27年度に実施した固定資産評価及び平成28年度策定の収支計画に基づき、老朽化に順次対応している。

③管路更新率が下がっており、管路以外の施設も含め、一時期更新にかかる負担が集中しないよう、適切な修繕による延命化を図る。また、大野市営水道事業基本計画に基づき、施設稼働の適正化と計画的な施設の更新に取り組む。

2. 老朽化の状況



全体総括

給水人口が減少しており、料金収入の減少への対応と、安定した水源の確保と老朽施設の更新が課題である。

現在、一般会計からの繰入により経営の健全性は保たれているが、今後施設更新のピークを迎えるに当たり、一般会計に依存しないよう、適正な料金設定、合理的な施設統合や計画的な施設の更新等による維持管理費の削減など効率的な経営に努め、健全経営を堅持できるような努めを。

投資・財政計画
(収支計画)

水道事業

(単位:千円、%)

区分	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		(見込み)													
収益	1. 営業収益	81,763	80,027	84,395	77,912	76,717	75,512	74,401	76,155	75,380	74,607	73,833	73,060	72,203	71,515
	(1) 料取	81,003	79,132	82,944	76,898	75,723	74,548	73,456	75,219	74,464	73,708	72,953	72,197	71,358	70,686
	(2) 受託工事収益														
収益	2. 営業外収益	760	895	1,451	1,014	994	964	945	935	917	898	880	863	846	829
	(1) 補助金	67,061	75,900	36,030	61,550	63,864	43,750	43,248	47,186	49,757	51,858	53,418	68,854	70,389	60,125
	(2) 他会計補助金	53,333	59,050	19,489	47,080	49,378	30,665	30,291	33,216	35,787	38,257	39,919	55,236	57,692	47,279
収益	3. 長期前受託金の他	12,375	16,556	16,388	13,882	13,898	12,503	12,369	13,376	13,382	13,013	12,911	13,030	12,109	12,258
	(1) 退職給付	1,353	294	153	588	588	582	588	594	588	588	588	588	588	588
	(2) その他	148,824	155,927	120,425	139,462	140,581	119,262	117,649	126,464	125,137	126,612	127,251	141,914	142,592	131,640
収益	1. 営業費用	129,684	132,941	114,558	133,326	134,952	114,039	112,634	117,734	119,491	120,612	121,113	135,503	135,924	124,799
	(1) 職員給与	31,840	32,514	22,082	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100	22,100
	(2) 退職給付	17,717	18,105	12,025	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
収益	2. 経費	14,123	14,409	10,057	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100	10,100
	(1) 動力費	36,256	38,507	30,034	47,072	47,990	34,932	34,932	36,152	36,649	36,344	36,152	49,010	49,010	36,152
	(2) 修繕費	6,777	6,781	6,710	6,756	6,756	6,756	6,756	6,806	6,806	6,806	6,806	6,806	6,806	6,806
支出	(3) 材料費	2,179	2,719	1,945	10,107	10,200	2,281	2,281	2,287	2,481	2,479	2,287	10,006	10,006	2,287
	(4) 減価償却費	21,609	18,143	17,352	19,034	19,034	19,034	19,034	19,861	19,861	19,861	19,861	19,861	19,861	19,861
	(5) 営業外費用	61,588	61,920	62,442	64,154	64,862	57,007	55,602	59,482	60,742	62,168	62,861	64,393	64,814	66,547
支出	(1) 支払利息	6,698	6,430	6,190	5,836	5,429	5,024	4,815	5,406	5,446	5,652	5,938	6,211	6,467	6,641
	(2) その他	6,698	6,430	6,190	5,836	5,429	5,024	4,815	5,406	5,446	5,652	5,938	6,211	6,467	6,641
	(3) 繰上り未収金	859,746	875,927	877,911	849,758	815,257	818,742	826,759	802,267	790,677	779,526	774,091	774,091	774,091	768,314
流	うち未収金	4,120	4,390	3,002	3,837	3,837	3,837	3,837	3,967	3,967	3,967	3,967	3,967	3,967	3,967
	うち建設改良費	16,422	17,451	18,312	18,552	20,004	20,101	21,563	21,638	17,486	18,218	20,516	21,994	23,941	26,372
	うち一時借入金	15,649	19,291	4,894	13,278	13,278	13,278	13,278	13,278	13,617	13,617	13,617	13,617	13,617	13,617
繰上り未収金の比率	(A)/(B) × 100														
地方財政法施行令第15条第1項により算定した不足額	(L)														
地方財政法施行令第16条により算定した不足額	(N)														
健全化法施行令第6条に規定する額	(O)														
健全化法施行令第7条により算定した額	(P)														
健全化法第22条により算定した不足率	(N)/(P) × 100														

投資・財政計画
(収支計画)

水道事業

(単位:千円)

区分	年度													
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)	令和9年度 (見込み)	令和10年度 (見込み)	令和11年度 (見込み)	令和12年度 (見込み)	令和13年度 (見込み)
資本的収入	1. 企業標準化債	27,300	21,700			20,000	25,000	43,000	55,000	55,000	55,000	55,000	49,000	49,000
	うち資本費平準化債													
	2. 他会計出資金			16,922	7,408	10,000	10,000	10,000	10,000	8,000	8,000	10,560	10,816	10,816
	3. 他会計補助金													
	4. 他会計負担金		6,105											
資本的支出	5. 他会計借入金													
	6. 国(都道府県)補助金	36,500	24,166	30,000	25,500	12,000	15,000	27,000						
	7. 固定資産売却代金													
	8. 工事負担金	7,496	7,859	13,558	8,957	5,087	4,985	4,886	4,788	4,692	4,598	4,416	4,328	4,241
	9. その他													
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額														
純計 (A)-(B)	76,562	65,430	82,180	41,865	36,087	46,985	54,886	84,788	67,692	67,598	68,786	64,144	64,057	
1. 建設改良費	118,212	109,937	105,250	87,364	103,000	68,000	70,000	100,000	110,518	110,518	110,518	98,965	98,965	
うち職員給与費														
2. 企業償還金	15,454	16,422	17,452	18,312	18,552	20,004	20,101	21,563	21,638	17,486	18,218	20,516	23,941	
3. 他会計長期借入返還金														
4. 他会計への支出金														
5. その他														
計 (D)	133,666	126,359	122,702	105,676	121,552	88,004	90,101	121,563	132,156	128,004	128,736	131,034	122,906	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)-(C)	57,104	60,929	40,522	63,811	85,465	41,019	35,215	36,775	64,464	60,406	59,950	61,058	58,849	
補填財源	1. 損益勘定留保資金	51,982	53,631	34,913	63,811	85,465	35,215	36,775	64,464	60,406	59,950	61,058	56,815	58,849
	2. 利益剰余金処分額													
	3. 繰越工事資金													
	4. その他	5,122	7,298	5,609										
計 (F)	57,104	60,929	40,522	63,811	85,465	41,019	35,215	36,775	64,464	60,406	59,950	61,058	58,849	
補填財源不足額 (E)-(F)														
他会計借入金残高 (G)														
企業債残高 (H)	386,562	397,440	401,688	383,376	364,824	364,820	369,719	462,002	495,364	532,878	569,660	604,144	656,209	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区分	年度													
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)	令和9年度 (見込み)	令和10年度 (見込み)	令和11年度 (見込み)	令和12年度 (見込み)	令和13年度 (見込み)
収益的収支分	うち基準内繰入金	53,333	59,060	19,489	47,080	49,378	30,665	30,291	33,216	35,787	39,919	55,236	57,692	47,279
	うち基準外繰入金	1,003	1,756	659	1,139	1,139	1,139	1,139	1,503	1,502	1,493	1,479	1,464	1,448
	うち基準外繰入金	52,330	57,294	18,830	45,941	48,239	29,526	29,152	31,713	34,285	38,426	53,757	56,228	45,831
資本的収支分	うち基準内繰入金	7,066	6,105	16,923	7,408	10,000	10,000	10,000	10,000	8,000	8,000	10,560	10,816	10,816
	うち基準外繰入金	7,066	6,105	14,393	7,408	10,000	10,000	10,000	10,000	8,000	8,000	10,560	10,816	10,816
	うち基準外繰入金	60,399	65,155	36,412	54,488	59,378	40,665	40,291	43,216	43,787	49,199	65,796	68,508	58,095
計														

投資・財政計画
(収支計画)

簡易水道事業(①料金を改定した場合)

区分	年度	(単位:千円, %)											
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
1. 営業	48,910	42,703	44,535	44,664	45,585	45,803	47,723	51,492	54,837	56,580	56,289	55,386	
(1) 料	48,880	42,673	44,506	44,635	45,557	45,775	47,696	51,465	54,811	56,554	56,264	55,361	
(2) 受託													
(3) 他	30	30	29	29	28	28	27	27	26	26	25	25	
2. 営業	119,470	109,103	103,683	96,375	92,277	83,124	73,654	66,071	62,708	64,500	65,384	61,113	
(1) 補	33,413	36,284	33,076	31,403	29,275	26,304	26,247	24,773	24,638	28,654	30,921	27,947	
(2) 他	27,203	30,452	28,465	28,224	28,224	25,353	25,099	23,262	22,647	26,260	28,263	24,555	
(3) 長	6,210	5,832	4,611	2,965	1,051	951	1,148	1,512	1,990	2,393	2,658	2,993	
(4) 前	86,057	72,819	70,607	64,972	63,002	56,820	47,407	41,298	38,070	35,846	34,463	33,566	
(5) 入													
(6) 計	168,380	151,806	148,218	141,039	137,862	128,927	121,377	117,563	117,545	121,079	121,673	116,499	
(7) 業	148,593	134,387	132,259	123,433	121,763	115,172	107,418	102,527	99,146	102,282	103,382	98,741	
(8) 員	10,418	10,211	10,211	10,211	10,211	10,210	10,210	10,210	10,210	10,210	10,210	10,210	
(9) 職	5,718	5,234	5,234	5,234	5,234	5,233	5,233	5,233	5,233	5,233	5,233	5,233	
(10) 給													
(11) 退	4,700	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	
(12) 他													
(13) 費	38,127	40,021	41,588	37,390	35,790	35,967	36,866	36,921	35,313	39,208	40,762	36,564	
(14) 力	7,058	6,603	6,603	6,603	6,603	6,540	7,340	7,940	7,940	7,940	7,940	7,940	
(15) 修	12,110	11,677	13,436	10,464	9,364	9,083	9,223	9,739	8,751	10,136	11,903	8,931	
(16) 材	4,443	4,224	4,032	4,206	2,306	2,672	2,631	2,302	1,682	4,192	3,979	2,753	
(17) 他	17,516	17,516	17,516	17,516	17,516	17,671	17,671	16,939	16,939	16,939	16,939	16,939	
(18) 償	100,048	84,155	80,460	75,832	75,762	68,995	60,342	55,396	53,623	52,864	52,410	51,967	
(19) 外	1,629	873	794	1,200	1,912	1,730	2,087	2,748	3,619	4,352	4,833	5,441	
(20) 業	956	873	794	1,200	1,912	1,730	2,087	2,748	3,619	4,352	4,833	5,441	
(21) 私													
(22) 他													
(23) 計	150,222	135,260	133,053	124,632	123,674	116,902	109,505	105,275	102,765	106,633	108,214	104,182	
(24) 出	18,158	16,546	15,166	16,406	14,188	12,025	11,872	12,288	14,780	14,446	13,459	12,317	
(25) 損	341												
(26) 別	8	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
(27) 損	333	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	
(28) 純	18,491	16,246	14,866	16,106	13,888	11,725	11,572	11,988	14,480	14,146	13,159	12,017	
(29) 利													
(30) 益													
(31) 繰													
(32) 越													
(33) 利													
(34) 益													
(35) 剰													
(36) 余													
(37) 金													
(38) 又													
(39) は													
(40) 累													
(41) 積													
(42) 欠													
(43) 損													
(44) 金													
(45) 比													
(46) 率													
(47) (A)													
(48) (B)													
(49) (C)													
(50) (D)													
(51) (E)													
(52) (F)													
(53) (G)													
(54) (H)													
(55) (I)													
(56) (J)													
(57) (K)													
(58) (L)													
(59) (M)													
(60) (N)													
(61) (O)													
(62) (P)													
(63) (Q)													
(64) (R)													
(65) (S)													
(66) (T)													
(67) (U)													
(68) (V)													
(69) (W)													
(70) (X)													
(71) (Y)													
(72) (Z)													
(73) (AA)													
(74) (AB)													
(75) (AC)													
(76) (AD)													
(77) (AE)													
(78) (AF)													
(79) (AG)													
(80) (AH)													
(81) (AI)													
(82) (AJ)													
(83) (AK)													
(84) (AL)													
(85) (AM)													
(86) (AN)													
(87) (AO)													
(88) (AP)													
(89) (AQ)													
(90) (AR)													
(91) (AS)													
(92) (AT)													
(93) (AU)													
(94) (AV)													
(95) (AW)													
(96) (AX)													
(97) (AY)													
(98) (AZ)													
(99) (BA)													
(100) (BB)													
(101) (BC)													
(102) (BD)													
(103) (BE)													
(104) (BF)													
(105) (BG)													
(106) (BH)													
(107) (BI)													
(108) (BJ)													
(109) (BK)													
(110) (BL)													
(111) (BM)													
(112) (BN)													
(113) (BO)													
(114) (BP)													
(115) (BQ)													
(116) (BR)													
(117) (BS)													
(118) (BT)													
(119) (BU)													

投資・財政計画
(収支計画)

簡易水道事業(①料金を改定した場合)

(単位:千円)

区分	年度											
	令和2年度	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)	令和9年度 (見込み)	令和10年度 (見込み)	令和11年度 (見込み)	令和12年度 (見込み)	令和13年度 (見込み)
資本的収入	1. 企業標準化費											
	うち資本金											
資本的支出	2. 他会計補助金	17,721	14,491	31,424	35,654	29,668	14,852	20,574	25,957	24,647	21,285	26,402
	3. 他会計借入金											
資本的収支	4. 他会計負担金											
	5. 他会計借入金											
資本的収入	6. 国(都道府県)補助金											
	7. 固定資産売却代金											
資本的支出	8. 工事負担金	319	2,250									
	9. その他	1,180										
資本的収支	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額											
資本的収支	1. 建設改良費	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779
	うち職員給与費	17,483	25,700	93,354	118,233	96,034	61,675	90,000	116,620	101,770	73,500	91,721
資本的収支	2. 企業借入金	13,699	12,950	10,677	7,008	2,461	2,517	2,574	2,633	4,607	7,765	10,228
	3. 他会計長期借入金											
資本的収支	4. 他会計への支出金											
	5. その他											
資本的収支	計	31,182	38,650	104,031	125,241	98,495	64,192	92,574	119,253	106,377	81,265	101,949
	(D)											
資本的収支	資本的収入額が資本的支出額に不足する額	11,962	21,909	24,724	12,201	8,800	8,000		314	314	1,180	2,170
	(E)-(C)											
補填財源	1. 損益勘定留保資金	11,962	21,909	24,724	12,201	8,800	8,000		314	314	1,180	2,170
	2. 利益剰余金処分額											
補填財源	3. 繰越工事資金											
	4. その他											
補填財源	計	11,962	21,909	24,724	12,201	8,800	8,000		314	314	1,180	2,170
	(F)											
補填財源	補填財源不足額											
	(E)-(F)											
他会計借入金	他会計借入金											
	高											
他会計借入金	他会計借入金	60,328	47,378	84,584	154,962	212,528	251,797	321,223	411,886	488,695	539,730	602,879
	高											
他会計借入金	他会計借入金											
	高											
他会計借入金	他会計借入金	60,328	47,378	84,584	154,962	212,528	251,797	321,223	411,886	488,695	539,730	602,879
	高											

(単位:千円)

区分	年度											
	令和2年度	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)	令和9年度 (見込み)	令和10年度 (見込み)	令和11年度 (見込み)	令和12年度 (見込み)	令和13年度 (見込み)
収益的収支	うち基準内繰入金	33,413	36,284	33,076	31,403	29,275	26,304	26,247	24,773	24,638	28,654	30,921
	うち基準外繰入金	6,210	5,832	4,611	2,965	1,051	951	1,148	1,512	1,990	2,393	2,658
資本的収支	うち基準内繰入金	27,203	30,452	28,465	28,438	28,224	25,353	25,099	23,262	22,647	26,260	28,263
	うち基準外繰入金	16,923	14,491	31,424	35,654	29,668	14,852	20,574	25,957	24,647	21,285	26,402
資本的収支	うち基準内繰入金	14,393	14,491	31,424	35,654	29,668	14,852	20,574	25,957	24,647	21,285	26,402
	うち基準外繰入金	2,530										
合計	計	50,336	50,775	64,500	67,057	58,943	41,156	46,821	50,730	49,285	49,939	57,323

投資・財政計画
(収支計画)

簡易水道事業(参考:②現行料金を維持した場合)

(単位:千円, %)

区分	年度												
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	
収益的収入	48,910	43,007	42,050	41,067	40,115	38,186	37,541	36,912	36,280	35,647	35,016	34,443	
1. 営業収入	48,910	43,007	42,050	41,067	40,115	38,186	37,541	36,912	36,280	35,647	35,016	34,443	
(1) 料収入	48,880	42,977	42,021	41,038	40,087	38,158	37,514	36,885	36,254	35,621	34,991	34,418	
(2) 受託工事収入													
(3) その他	30	30	29	29	28	28	27	27	26	26	25	25	
2. 営業外収入	119,470	109,103	103,683	96,399	93,172	85,725	78,727	75,959	72,477	76,787	77,550	74,320	
(1) 補助金	33,413	36,284	33,076	31,427	30,170	28,905	31,320	34,661	34,407	40,941	43,087	40,754	
他会計補助金	27,203	30,452	28,465	28,462	29,119	27,954	30,172	33,150	32,416	38,547	40,429	37,762	
他会計負担金	6,210	5,832	4,611	2,965	1,051	951	1,148	1,512	1,990	2,393	2,658	2,993	
(2) 長期前受金戻入	86,057	72,819	70,607	64,972	63,002	56,820	47,407	41,298	38,070	35,846	34,463	33,566	
(3) その他													
収益的支出	168,380	152,110	145,733	137,466	133,287	123,911	116,268	112,871	108,757	112,433	112,566	108,763	
1. 営業費用	148,593	134,387	132,259	123,433	121,763	115,172	107,418	102,527	99,146	102,282	103,382	98,741	
(1) 職員給与	10,418	10,211	10,211	10,211	10,211	10,210	10,210	10,210	10,210	10,210	10,210	10,210	
基礎職給付	5,718	5,234	5,234	5,234	5,234	5,233	5,233	5,233	5,233	5,233	5,233	5,233	
その他	4,700	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	4,977	
(2) 経費	38,127	40,021	41,588	37,390	35,790	35,967	36,866	36,921	35,313	39,208	40,762	36,564	
動力費	7,058	6,603	6,603	6,603	6,603	6,540	7,340	7,940	7,940	7,940	7,940	7,940	
修繕費	12,110	11,677	13,436	10,464	9,364	9,083	9,223	9,739	8,751	10,136	11,903	8,931	
材料費	1,443	4,224	4,032	2,806	2,306	2,672	2,631	2,302	1,682	4,192	3,979	2,753	
その他	17,516	17,516	17,516	17,516	17,516	17,671	17,671	16,939	16,939	16,939	16,939	16,939	
(3) 減価償却費	100,048	84,155	80,460	75,832	75,762	68,995	60,342	55,396	53,623	52,864	52,410	51,967	
2. 営業外費用	1,629	873	794	1,200	1,912	1,730	2,087	2,748	3,619	4,352	4,833	5,441	
(1) 支払利息	956	873	794	1,200	1,912	1,730	2,087	2,748	3,619	4,352	4,833	5,441	
(2) その他	673												
経常支出	150,222	135,260	133,053	124,632	123,674	116,902	109,505	105,275	102,765	106,633	108,214	104,182	
営業損	18,158	16,850	12,681	12,833	9,613	7,009	6,763	7,596	5,992	5,800	4,352	4,581	
特別損失	341												
特別損益	8	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	
特別損益(F)-(G)													
当年度純利益(又は純損失)(E)+(H)	333	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	△ 300	
繰越利益剰余金又は累積欠損金(I)	18,491	16,550	12,381	12,533	9,313	6,709	6,463	7,296	5,692	5,500	4,052	4,281	
流動資産													
うち未収金													
負債													
うち建設改良費													
うち一時借入金													
うち未払金													
累積欠損金比率(1)-(A)/(B) × 100)													
地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不													
営業収益一受託工事収入(A)-(B)	48,910	43,007	42,050	41,067	40,115	38,186	37,541	36,912	36,280	35,647	35,016	34,443	
地方財政法による資金不足の比率((L)/(M) × 100)													
健全化法施行令第16条により算定した健全化法施行令第6条に規定する額													
健全化法施行令第17条により算定した規													
健全化法第22条により算定した不足率((N)/(P) × 100)													

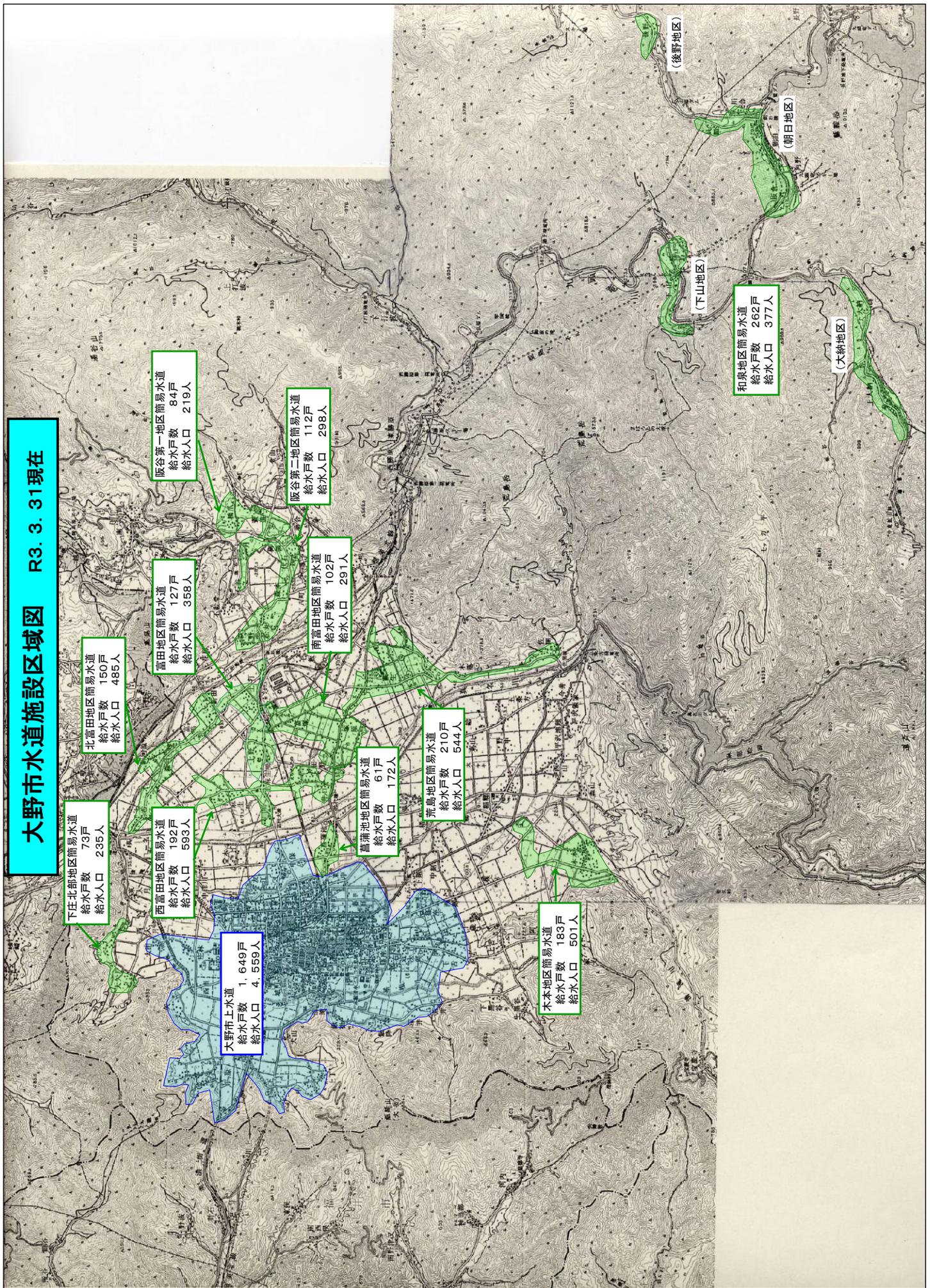
投資・財政計画
(収支計画)

簡易水道事業(参考:②現行料金を維持した場合)

(単位:千円)

区分	年度												
	令和2年度	令和3年度 (見込み)	令和4年度 (見込み)	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (見込み)	令和7年度 (見込み)	令和8年度 (見込み)	令和9年度 (見込み)	令和10年度 (見込み)	令和11年度 (見込み)	令和12年度 (見込み)	令和13年度 (見込み)	
資本的収入	1. 企業標準化償還金			47,883	77,386	60,027	41,340	72,000	93,296	81,416	58,800	73,377	99,425
	うち資本金	17,721	14,491	31,424	35,654	29,668	14,852	20,574	25,957	24,647	21,285	26,402	33,873
資本的支出	1. 建設改良費	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	うち職員給与費	17,483	25,700	93,354	118,233	96,034	61,675	90,000	116,620	101,770	73,500	91,721	124,281
資本的収入	2. 他会計長期借入金返還金	13,699	12,950	10,677	7,008	2,461	2,517	2,574	2,633	4,607	7,765	10,228	11,945
	3. 他会計への支出金												
資本的収入	4. 他会計への支出金												
	5. その他												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(B)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(C)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(D)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(E)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(F)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(G)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(H)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(I)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(J)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(K)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(L)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(M)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(N)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(O)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(P)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(Q)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(R)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(S)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(T)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(U)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(V)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(W)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(X)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(Y)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(Z)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AA)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AB)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AC)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AD)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AE)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AF)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AG)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AH)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AI)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AJ)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AK)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AL)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AM)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AN)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AO)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AP)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298
	(AQ)												
資本的収入	計	19,220	16,741	79,307	113,040	89,695	56,192	92,574	119,253	106,063	80,085	99,779	133,298

大野市水道施設区域図 R3. 3. 31現在



参考資料：社団法人日本水道協会 平成 16 年 水道用語辞典第二版



大野市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。